

労働関係情報 CU掲示板 2024年 7月24日

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

※ ファイルが開けない場合は、タイトルなどから、検索をしてください。

● 蓮舫氏奮闘に積極的評価/全国革新懇が代表世話人会 しんぶん

赤旗 7月23日 ● [都知事選／都議補選 数字が示した共闘の力「逃げ](#)

[た票」に ...](#) 東京民報 <https://www.tokyominpo.com> >都知事選 「連合」の芳野友子会長が都知事選で蓮舫候補が3位にとどまったことに関連して、「共産党が前面に出すぎ、逃げてしまった票があったのではないかと ... 東京民報 7月21日

● **最高裁初判断、労災認定で「事業主は取消訴訟できない」**

https://www.bengo4.com/c_5/n_17726/ 弁護士ドットコム 7月4日

労働者の労災が国に認定された場合、事業主に認定の取り消しを求める権利があるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(堺徹裁判長)は7月4日、事業主は取消訴訟を提起できないとする初めての判断を示した。一審・東京地裁は、事業主には訴える資格(原告適格)がないと判断したが、二審・東京高裁は原告適格を認めて、審理を地裁に差し戻していた。最高裁は、二審判決を破棄して、国側が逆転勝訴した。裁判では、一般財団法人「あんしん財団」が、女性職員の労災認定の取り消しを求めている。最高裁判決を受けて、職員側の弁護士は記者会見を開いて「当たり前判断だ」と喜びを口にした。

● [20240713 全労連 非正規公務員運動交流集会](#) **労組で変えられる**

[PDF](#) <http://meguro-rokyo.jp> >wp-content >uploads >20...

-20240713 全労連 非正規公務員運動交流集会. はしもと記録. 全労連: 黒澤事務局長 非正規公務員 地方 66万+国=70万人以上. オープンで開催したい ... 目黒労協 /7/13

● [カスハラ条例案、9月議会提出へ 客に防止の責務明記—東京都](#)

<https://www.jiji.com> >政治

東京都は19日、客が店員や従業員らに過度な要求や著しい迷惑行為を行う「カスタマーハラメント(カスハラ)」を防止する条例案について、9月議会 ... 時事通信 7月19日

● **海自、不正受給 5300 万円超か 1000 万円分、当初公表せず 毎日新聞**

7月19日 海上自衛隊員による潜水手当の不正受給問題で、不正に受給した 総額はさらに約 1000 万円増える可能性があることが分かった。

● **【 立ち読み知識 ④② 】** ● **労働組合が、使用者と交渉し和解すること、又、組合規約に基づき、「勝ち取った和解金から組合への拠出金を受け取る**ことが、**弁護士法72条に違反しない**」って、**裁判で確認されたって、本当？**

(回答) うん。少し長い話になるから、ゆっくり聞いてね。

これは、合同組合に加入して交渉と争議を継続していた組合員が、「別組合を結成し分派活動をおこなって、組合から権利停止処分」を受け、さらに、インターネット上で、組合が「反社会的勢力とつながりがある」などと、組合の名誉を毀損した事などにより除名処分を受けたのが発端。

その人物が、労働組合によって「意に反する和解をさせられ、処分を受け名誉毀損をされた」として、その「不法行為に対する損害賠償請求」と、「弁護士法72条違反しての和解によって拠出金を徴収された！」として、組合の不当利得を返還せよと、東京地裁へ裁判を起したんだ。

※ **そもそも「弁護士法72条」とは？** 要約すると、「**弁護士または弁護士法人ではない者は、報酬を得る目的で、訴訟や審査請求その他の法律事件の鑑定、代理、仲裁もしくは和解その他の法律事務を取扱い、又はこれらを周旋することを業とすることが出来ない**」(**非弁行為の禁止**)と言う規定。

2022年5月24日の東京地裁判決では、弁護士法の72条の趣旨は、「**弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする厳格な資格要件、誠実適正な遂行の為に必要な規律が講ぜられている**」。「**しかるに、労働組合は、組合員の為に雇用主と団体交渉等を行なって和解を成立させることは、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げるとは言えないから、同法72条所定の『法律事務を取り扱う』事には当たらないと言うべき**」と。従って、分派行動への処分は、組合として正当とし、損害賠償請求を棄却し、和解金交渉も拠出金規定も妥当とし、請求を棄却。

つまり、労働組合が**規約で明示規定している拠出金**は、憲法28条や労働組合法1条、7条、刑法35条らで明らかのように、**組合本来の業務の団体交渉の結果の成果であり、これは弁護士法の禁止している「非弁行為」ではない!**としたもの。なお、当該組合の規定では、「**団交や争議を経て和解金、未払い賃金、慰謝料、労災一補償の時金等、名称のいかんを問わず解決金が支払われた場合、それらの二割相当額を組合活動の為に基金として組合に納入**する。ただし、**拠出金の金額を事情により減額することが出来る**」と規定。12月15日の東京高裁での控訴審も一審を維持。

CU(コミュニティユニオン)東京 (東京地評) 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館 1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

組合費 月 2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員は 1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と 保存資料閲覧は CU東京 HPへ。情報、連携先紹介は [発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp](mailto:m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp) 前澤檀まで。